

事務連絡
令和4年2月3日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

感染症法に基づく就業制限の解除に関する取扱いの周知について（依頼）

内閣官房副長官補室より、厚生労働省が令和4年1月31日に発出した事務連絡「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」の周知依頼がありました。

当該事務連絡は、「就業制限の解除については、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えないこと」「就業制限の解除については、職場等に証明を提出する必要はないこと」「濃厚接触者の待機期間の解除についても、職場等で勤務を再開するに当たり、証明を提出する必要はないこと」等を、厚生労働省において整理したものです。

現下の医療の状況、PCR検査等の需給の状況を鑑み、上記の内容を周知することが大変重要となっていることから、各局等におかれましては所管事業者・団体及び独立行政法人に対し、別添2のひな型を参考に別添1を周知いただくとともに、周知状況につきまして別添3により2月4日（金）12時までに報告願います。

（別添1）厚生労働省事務連絡

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」

（別添2）所管事業者・団体及び独立行政法人への事務連絡のひな型

（別添3）別紙様式 周知先一覧

（参考）内閣官房副長官補室依頼文

「感染症法に基づく就業制限の解除に関する取扱いの周知について」（お願い）